

第4章 職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定及び告示

令和4年において、行政執行法人の労働関係に関する法律第4条第2項の規定に基づき労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を認定し、告示した件数は、2件である。

1 改正概要

(1) 独立行政法人国立印刷局

令和4年4月1日の組織改編で、「情報総括官」を廃止するなど、職が改廃され、組織改編を踏まえて労組法第2条第1号に規定する者の範囲を見直したことを受けて、告示の表に必要な改正を行う旨、4月6日の第766回審査委員会で決定し、4月21日、告示した。

(2) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

令和4年4月1日の組織改編で、農林水産消費安全技術センター地域センターの「主任精度管理官」を廃止するなど、職が改廃され、組織改編を踏まえて労組法第2条第1号に規定する者の範囲を見直したことを受けて、告示の表に必要な改正を行う旨、4月6日の第766回審査委員会で決定し、4月21日、告示した。

2 告示

○ 中央労働委員会告示第1号

行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第4条第2項の規定に基づき、平成15年中央労働委員会告示第1号の一部を次の表のように改正する。

令和4年4月21日

中央労働委員会会長 岩村 正彦
(傍線部分は改正部分)

